



# 都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部  
2019年 1・2月号

## 雇用相談のお知らせ

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

◆内容:国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援

◆費用:無料

◆問い合わせは各支部へ！

## 問い合わせ

〒111-0024

台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内

Mail:moyu.k@blf-tokyo.net

TEL 03-3874-7311

担当:岸本

## 1・2月 取り組み

- ◆1月8日(火)18:00~『都連旗開き』日暮里ホテルラングウッド
- ◆2月1日(金)15:00~『中央青年運動部会議』京都府部落解放センター
- ◆2月8日(金)18:00~『都連青年部学習交流会』東京解放会館
- ◆2月21日(木)『フクシマ連帯キャラバン事前学習』

## — 今後の予定 —

### フクシマ連帯キャラバン行動 3月14日~21日

原発事故から8年が経とうとしています。しかし、収束とは程遠い現状が続いています。強引な帰還計画や支援の打ち切りで避難者は健康や生活への不安がより深刻化しています。

原発再稼働を進める安倍政権を許さず、「脱原発」の声を上げて行くためにも、原発の脅威を学び現地の方々と交流することが大切です。

都連青年部は昨年からキャラバン行動隊に参加しました。「交流・学び・気づき」たくさんありました！！

今年は3月14(木)~21(木)に福島・新潟・茨城・東京をまわります！キャラバンの参加が難しいかたは、「福島県民集会」「さよなら原発」もあるのでこちらにも是非ご参加ください！！

### 福島県民集会 3月16日(土)

福島市・教育会館

\*都連はバスで参加します

参加費:4000円

集合場所:日暮里駅東口

集合時間:AM8:00

### さよなら原発 3月21日(木)

会場:代々木公園B地区

プログラム

11:00 出店ブース開店

12:30 開会 野外ステージ

13:30 発言

15:10 デモ出発

### 墨田支部バス研修会 3月10日(日)

厳しい差別と粘り強く取組んできた歴史に学び、ともにはねかえしていくことを目的に毎年各地を訪れています。

今年は長野県小諸です！！

現地を訪ね学ぶ機会は大変貴重です！！

参加費(昼代)1300円

集合場所:社会福祉会館 出発時間:AM8:00



### 都連青年部で

#### LINE@を始めました~

まだまだ試行錯誤中ですが多くの青年とつながれるツールにしていきたいと思えます！

ライン@のQRコード読み取って登録をお願いします！！



### ~青年部通信のお知らせ~

毎月発行していた青年部通信ですが、発行が遅れてしまったりなかなか、毎月の発行が難しい状況が続いています…。

ライン@などの新たなツールを取り入れた機会に今後は2か月に1度発行いたします！

### 青年部通信バックナンバー

過去の青年部通信は都連のHPで見ることができます！

QRコードを読み取って都連HPにアクセスしてください！！

青年部だけでなく他の活動記事も見ることが出来ます！



## 人権ネットワーク・東京

人権ネットワーク・東京は2000年に発表された「東京都人権施策推進指針」に被差別当事者の意見が反映させるため「東京都人権施策推進指針対策連絡会」が結成したのが始まりです。

2009年には、東京都の人権政策の確立に向けた提案書「人権白書 Tokyo—被差別当事者から見た東京の差別と人権」を作成し東京都へ提出しました。

2012年からは、「人権ネットワーク・東京」として組織を常設化。東京都に対して人権政策確立要求を行うとともに、被差別当事者間の相互理解と相互連帯を深める取り組みをしてきました。

## 反差別・人権青年交流会

反差別青年交流会は、2015年に行なった交流・座談会からこれまで、様々な立場の反差別・人権を支持する幅広い、比較的若い年代層が集まり「反差別・人権確立」を考え、社会変革をめざすネットワーク確立の為、学習・交流を深めてきました。

そして、2017年からは、月刊部落解放で連載されている「東京のマイノリティ」の企画で人権ネットワーク・東京と座談会も行なってきました。

学習会や座談会を通して、それぞれ運動の共通点・相違点が見えまし、複合差別についても「見える化」されました。

次回学習会は3月14日になります！是非みなさんご参加ください！！



## 東京都人権条例 パート2

### 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」

2018年12月号の青年部通信でもお伝えした東京都人権条例。人権ネットワーク・東京では、要望書の提出やパブリックコメントなどで、当事者の声が反映されるように訴えてきましたが当事者不在の条例になってしまいました。

第1章では「いかなる種類の差別も許されないという、人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市になること」を目的として、「必要な取組を推進する」ことを定めています。しかし、第2章「セクシュアル・マイノリティ」、第3章「本邦外出身者」の2つの人権課題しか条例の対象にしません。施行された後、マスコミ等の見出しも「東京都LGBT条例制定」などが多く、「東京都人権条例＝セクシュアルマイノリティとヘイトスピーチの条例」との認識がこれ以上広がらないように第1章「いかなる種類の差別の解消」のため具体的な施策を求めていく必要があります。

P2.3 参考：すいへい・東京 48号/部落解放 769号

人権政策を確立・実行するうえで、欠かしてはならない原則は...

- ①差別と人権侵害の現実を踏まえること。
- ②被差別当事者との連携や政策への参加による政策推進体制をとること。
- ③国際人権基準を踏まえること。

**\*オリンピックが開催されるから人権があるのでなく、差別や人権侵害の現実があるから人権政策が必要なのです！！**

#### 反差別・人権ネットワーク運動の課題

①被差別マイノリティの連帯、市民との連携、そこから差別の現実とそれに対する運動の存在を社会に「見える化」させていくことが重要です。そして、泣き寝入りを余儀なくされている被差別マイノリティに「孤独」ではなく「連帯」を示すことが重要です。

②被差別マイノリティの立場に立った人権政策を実現させていくために、都議会との連携を深めながら、政策要求と実現に向けた取組みを進めていくことが求められています。特に2016年に施行された「個別三法」など「法律」の具体化要求を強めていく必要があります。

③「世代から世代へ」を合言葉に、若い被差別マイノリティとの関係も深め、また、若い世代の教師や労組、市民などとの連携も深めながら、反差別・人権ネットワーク運動を社会的運動にします。

④被差別マイノリティ間の相互理解を深め「相互批判の自由」と「行動の統一」を原則とした運動を推進していくことが、重要です。

## 第2章 多様な性の理解の推進

第2章では、第3条「都が性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消とそれらに関する啓発等をする事」を明記しています。第4条では、「性自認及び性的思考を理由とする不当な差別の禁止」第5条は「都の責務として基本計画を策定」、第6条「都民の責務」、第7「事業者の責務」が定められています。

性的少数者への差別の禁止を明記した都道府県ではじめての条例であり、「LGBT 法制定」と多くのマスコミがとりあげ注目されました。しかし、そのとりあげ方は疑問です。条例には LGBT とは明記されていませんし「いかなる差別も禁止する条例」だからです。そもそも、LGBT は L(レズビアン)G(ゲイ)B(バイセクシュアル)T(トランスジェンダー)で、それ以外が排除されることから徐々に使用されなくなっており、今回の条例でも「性自認及び性的思考」が採用されています。

そうした配慮に欠ける言葉1つから、性的少数者含め被差別マイノリティが生きづらい現状がなぜあるのか？など真剣に問題と向き合い第3条の啓発を実行させ、正しい知識を広げる必要があります。また、第4条の差別禁止では、何をどう禁止するのか示すためにも今ある都の条例や規定、指針を再点検することが求められます。そして第5条の基本計画で、差別をなくしていくと本気で示す具体策を出すためにも、多数派が決める社会から脱却し少数派の意見を取り入れていくべきです。こうした積み重ねで第6条、第7条の都民と事業者に責務が実行され、小池都知事が言うダイバーシティの実現に近づいていきます。

## 第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

第3章では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図ることを目的とし、「公の施設の利用制限について基準を定める」「拡散を防止するために必要な処置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表する」「調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く」ことなどを定めています。

この条例とる基である「ヘイトスピーチ解消法」は、不十分であり問題点が指摘されており、国連の人種差別撤廃条約を参考にするように求めています。例えば、ヘイトスピーチは人種差別の1つの形であって、入居差別、雇用差別、教育に関する差別もあります。これらの人種差別全体を禁止し、撤廃するための包括的な政策がヘイトスピーチの根絶には不可欠です。

また、あらゆる被差別マイノリティがヘイトスピーチのターゲットになる可能性があります。本邦外出身者（専ら本邦の域外にある国若しくは出身である者又はその子孫であって適法に移住するもの）のみが適用対象とり、アイヌや琉球、被差別部落、難民やオーバーステイの人々が除外されています。

第3章には調査審議するための審査会があります。5人の審査員は知事が指名しますが、被差別当事者は選任されませんでした。公正・公平な審査のためにも当事者性を持たせえるよう訴えていく必要があります。

人権条例を制定した小池都知事ですが、就任後、朝鮮学校の補助金支給の中止を継続し、歴代の都知事が行ってきた関東大震災朝鮮人大虐殺の追悼式典への追悼文も送りませんでした。このような在日コリアンへの偏見・差別を助長・扇動する行為を自ら反省し、朝鮮学校への補助金支給再開を行うべきです。

## 反差別・人権交流会 第6回学習会 ～アイヌ民族に関する立法をめぐる～

【報告者】谷口滋さん ペウレ・ウタリの会・副会長、先住民族アイヌの声実現！実行委員会事務局「人権の21世紀をつくる文化のつどい」代表

【報告の趣旨】今通常国会に内閣法案として上程されるアイヌ民族立法(案)と先住民族の権利宣言(国連総会議決)との比較をするとともに、アイヌ民族の先住権、自決権などをめぐって「先住民族アイヌの声実現！実行委員会」がチャレンケした経緯を報告します。

【報告者プロフィール】谷口滋(たにぐちしげる)1967年からペウレ・ウタリの会(1964年阿寒湖で発足し、アイヌ民族への差別・偏見を乗り越えアイヌ文化を学ぶアイヌと非アイヌで構成する団体)で活動する。元公立中学校美術の教員。元東京都公立学校教職員組合委員長、元東京都同和教育研究協議会会長。彫刻家。



## 2月 都連青年部学習交流会

都連青年部では、毎月学習交流会を行なっています。青年自身が学習の内容を考え、調べ、発表します。今回はS君が担当し「日本史の起源」をテーマに学習しました！！

# 日本史の起源

現在の日本民族には、「アイヌ系と南島人」「倭人」「南方系海洋民」「朝鮮三国からの渡来人」「漢人系」「北方系騎馬民」の6つの源流があると考えられていて純粋かつ一系の日本民族は存在しないと言われています。

縄文時代の終わり頃から続々と侵入してきた人たちの中に、天照大神以来の皇統を受け継いでいる天孫であると主張した人たちが自分たちの王朝を打ち立て、先住民を次々と征服していきました。

この王朝すなわち天皇制国家が生まれたことにより、自分たちとは異なるルーツをもつ人々を国家の支配体制から差別し排除しました。そうした先住民は各地の山中で自給自足の生活を送りさらには、最後まで抵抗したアイヌの人々を住んでいた土地から追い出してあちこちに分散させました。

そして、律令制によって天皇制国家を法制化し、公地公民制と身分制度を確立しました。東北地方の「蝦夷」と南九州の「熊襲」（現在の北海道と鹿児島）は反乱を起しましたが、圧倒的な力の差によって押さえつけられました。このようにして、律令制にもとづく天皇制とは民族差別の制度化の中で構築されたものなのです。

ヤマト王朝を建国後、天皇制の皇統譜を作成し、それを『日本書紀』すなわちヤマト王朝の自分たちに都合のいい歴史を創り上げ「正史」としました。歴史とは必ずしも「本当にあったこと」の記述ではなく、その時々の権力が自分たちに都合よく創り上げるものなのです。

国家や国民という概念は、現在、力をもっている者がつくった政治的な構築物であり、本来の民族とは別のものであるということです。

私たちは、権力をもった者が創り上げた枠組みのなかに組み込まれ、支配体制に都合のよいようにつくられた歴史を学ばされているのかもしれない。

～次回青年部学習交流会～  
テーマ：インターネットと人権（仮）  
3月29日（金）18:00～  
東京解放会館3階

